

【外国人観光客受入体制強化事業】

平成 30 年度翻訳支援事業

「OCVB指定県内翻訳会社リスト」登録申請についての応募要項

平成 30 年 4 月 3 日制定

1. 趣旨

この要項は、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー(以下「OCVB」という。)が実施する翻訳支援事業において活用する「OCVB指定県内翻訳会社リスト」登録について必要な事項を定めるものとする。

2. 目的

沖縄県を訪れる外国人観光客の施設利用における利便性向上による沖縄滞在の満足度を高めることを目的に、翻訳支援事業を実施する。それに伴い、沖縄観光に精通した翻訳家による良質な翻訳物を提供する県内翻訳会社の登録リストを作成し、良質な翻訳物を沖縄県内助成対象施設へ普及させることを目的とする。

3. 登録期間

期間は登録の日から平成 31 年 3 月 29 日(金)までとする。

4. 登録資格

「指定県内翻訳会社リスト」への登録資格は、次の要件を全て満たす翻訳会社とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社役員に次のいずれかに該当するものが含まれていないこと。
 - ①破産者で復権を得ない者。
 - ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
 - ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する、暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」と略記)。
- (3) 暴力団の構成員等の統制の下にない団体。
- (4) 沖縄県内に本社を有すること。
- (5) 本事業を運営するにあたっては、必要に応じてOCVBと速やかに連携を行うなど、事業を円滑に履行することができる体制が整備されていること。
- (6) 当該支援事業を活用する全案件において、翻訳と校正は必ず 2 名以上(翻訳は日本語能力・専門性の高いネイティブ翻訳者が行う)の体制で行われ、チェック費用も含んでいること。

また、納品後誤訳が発覚した際は、納品後1年以内は無償で再翻訳対応するものとする。

- (7) 当該支援事業を活用する全案件において、OCVB仕様の「翻訳証明書」を無償で提出できること。
- (8) 当該支援事業を活用する全案件において、見積書及び翻訳証明書、領収書には、翻訳料・チェック料の文字数、文字単価を明確に記載すること。(ネイティブチェック料、翻訳校正費は含んだ状態で作成すること)
- (9) 当該支援事業を活用する全案件において、各専門分野ごとに下記①～②の全てに該当する者1名以上が翻訳に従事すること。

【翻訳内容が沖縄の観光、物産、飲食分野に関する場合】

- ① 沖縄の観光、物産、飲食等において翻訳実績があること。
- ② 翻訳業に直近で3年以上従事していること。もしくは、同等の実績があるとOCVBが認めるもの

【翻訳内容が法律、医療、その他の専門分野の場合】

- ① 翻訳案件が法律、医療、その他の専門分野の場合は、それに応じた専門分野において、翻訳実績があること。
- ② 翻訳業に直近で5年以上従事していること。もしくは、同等の実績があるとOCVBが認めるもの

5. 登録申請書等必要書類の提出期限、提出場所

提出期限: 平成30年8月31日(金) 12時(必着)まで

提出場所: 沖縄県那覇市字小禄 1831 番地 1 沖縄産業支援センター2階
一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー
受入事業部 受入推進課 担当:石垣、照屋

提出書類: 「6.提出書類等」に定める書類の全てを、持参または郵送。

※FAX、電子メール等での提出は受付けない。

提出部数: 1部

6. 提出書類等

- (1) 登録申請書【様式1】
- (2) 会社組織図(様式任意)
- (3) 会社概要(既存の資料等があれば添付してください。)
- (4) 実績サンプル(対応可能言語毎)

※前年度(平成29年度)登録のあった翻訳会社に関しては、実績サンプルの提出は不要。ただし、前年度登録のなかった言語を新たに追加する場合は、対象言語の実績サンプルを提出すること。

7. 審査

- (1) 審査は、書面審査にて行い、登録資格を満たす企業を選出する。

(2) 審査結果通知日 : 書類提出から約 3 週間前後

8. その他留意事項

- (1) 登録申請書類の作成等に関する費用は、申請者の負担とする。
- (2) 登録申請書類に虚偽の記載をしたことが発覚した場合、翻訳内容が不完全または誤謬が著しいものが発覚した場合、機械翻訳を使用したことが発覚した場合には、申請及び登録を無効とする。
- (3) 登録申請書類に不備・不足がある場合、審査の時の減点対象となる。
- (4) 登録申請書類の提出後は、記載された内容の変更は認めない。
- (5) 提出された登録申請書類等は、返却しない。
- (6) 審査内容及び経過については、公表しない。
- (7) 翻訳者に関しては、OCVB より指定する場合がある。
- (8) 事業内容が確認できない場合は、登記簿謄本等の提出を求めることがある。

【問い合わせ先】

一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー

受入事業部 受入推進課

石垣、照屋

TEL:098-859-6129 FAX:098-859-6222

Email: inbound@ocvb.or.jp